

令和 8 年度

並木小学校 いじめ防止基本方針



相模原市立並木小学校

令和 8 年 4 月

相模原市立並木小学校 いじめ防止基本方針

【めざす子どもの姿】

- 考える子 : よく考え、自分の思いを伝えられる子
- やさしい子 : 心豊かで、やさしくあたたかい子
- たくましい子 : 健康で、明るくたくましい子
- やりぬく子 : よく働き、責任をもってやりぬく子

【家庭・地域との連携】

- ・並木小学校PTA
- ・学校評議員
- ・青少年健全育成協議会
- ・みまもり隊
- ・自治会
- ・公民館
- 〈連携場面〉
- ・個人面談
- ・学校便り、学年便り
- ・閉校関連行事

【校内組織】

- いじめ防止対策委員会**
(委員長) 校長
(副委員長) 副校長
(委員)
教務主任、学級担任
児童支援専任教諭
養護教諭、児童指導担当
支援教育コーディネーター
青少年教育カウンセラー
スクールソーシャルワーカー

【関係機関との連携】

- ・教育委員会各課
- ・教育相談課
- ・子育て支援センター
- ・児童相談所
- ・警察署、県警少年相談保護センター
- ・民生委員児童委員
- ・中学校区小中連携教育推進協議会
- ・ケース会議

【いじめの未然防止】

- (1) いじめ(インターネットによるいじめを含む)について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素から共通理解を図るとともに、児童、保護者に対しても周知徹底を図る。
- (2) 児童が主体的に参加・活動できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- (3) 学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。
(たてわり活動・なかよし協議会・全校集会・あいさつ運動など)
- (4) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動などを推進する。
- (5) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取組を推進する。

【いじめの早期発見】

- (1) 日常的な観察や記録を充実させ、児童の様子に目を配る。
 - ・日記や個人面談等による把握
 - ・休み時間や給食・清掃時間の様子の観察など
- (2) 定期的なアンケート調査(年間2回)や教育相談(随時)の実施などにより、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- (3) 在籍する児童及びその保護者、教職員がいじめに等について、どの教職員でも相談を行うことができる体制を整備する。

【いじめへの対処】

いじめの疑いを発見した場合には、特定の教員で抱え込まず速やかに対応する。

(1) 正確な実態把握と組織的な認知

当事者双方や周りの児童からの個別の聞き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実確認などに努める。いじめであるか否かの判断は組織的に行う。

(2) いじめの指導体制、方針決定（いじめ防止対策委員会の開催）

教職員全体で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。

問題を一人で抱えるのではなく、校長を中心に指導体制を整え、組織的に対応する。

教育委員会、関係諸機関との連絡調整・連携を密に行う。

(3) 児童への指導・支援

被害児童の保護に努め、心配や不安を取り除く。

教育的配慮を十分に行い、毅然とした態度で加害児童に対して指導及び支援を行う。

加害児童の保護者についても報告し、協力を求めていく。

1 いじめの防止等の取組を推進していく基本理念

いじめは、どの学級でもどの児童にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、全教職員が共通理解を図り、同一歩調の下、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。また、地域、家庭、その他の関係機関との連携も積極的に行っていく。

「いじめ防止対策推進法」によるいじめの定義

- ①行為をしたAも行為の対象となったBも児童生徒であること
- ②AとBの間に一定の人間関係が存在すること
- ③AがBに対して心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

2 いじめの防止等の対策のための組織

学校内において、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取組を推進するための組織を置く。この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

【組織名称】並木小学校いじめ防止対策委員会

【構 成 員】校長・副校長・教務主任・学級担任・児童支援専任教諭・養護教諭

児童指導担当・学校・警察連絡員・支援教育コーディネーター

青少年教育カウンセラー・スクールソーシャルワーカー

【いじめ防止対策委員会を中心にした取組み】

- ①年度初めの職員会議において、全職員でいじめの定義及び対処方針についての確認を行う。
- ②学校いじめ防止基本方針について、各年度の開始時に児童、保護者に周知する。
- ③いじめの未然防止、早期発見のために、月1回の調査（学級担任対象）、年間2回の児童アンケート（全児童対象）を実施する。
- ④学年会、打ち合わせ（週1回）などで、児童の様子について情報交換を行う
- ⑤事案発生時は緊急会議を開き、対応策を協議する。
- ⑥いじめに関する指導記録の保存・引き継ぎを行う。

3 いじめの未然防止の取組

いじめはどの児童にも起こりうるという可能性を考慮し、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(1) 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

- ①授業改善 : 一人一人の児童を大切にしたい分かりやすい授業づくり
・小グループでの活動を取り入れ、他者を認め、学び合う風土を作る。
- ②居場所づくり : 一人一人が自ら参加したり、活躍したりできる場を充実させる。
・クラス遊び、異学年交流、委員会が企画する活動など、他者とのつながりや自他の良さを実感し、認め合う場を充実させる。

(2) 学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。

- ①絆づくり : 話し合い活動、係活動、たてわり活動
- ②児童会活動 : 全校集会、なかよし協議会、あいさつ運動

(3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、体験活動などの推進をする。

- ①人権教育の充実 : 自分を大切にするとともに、他の人の大切さを認めることができ、単に理解にとどまらず、態度や行動に表れるようになることをめざす。
- ②道徳教育の充実 : 道徳の時間だけでなく、すべての教育活動の中で実践を行い、いじめを自分事として捉えられるようにしていく。
- ③体験活動の充実 : 総合的な学習の時間や生活科における体験活動を通してやさしい心を育む。

(3) いじめ(インターネット等によるいじめを含む)について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、児童、保護者に対しても周知徹底を図る。

- ①命の大切さについて、講話朝会で校長や担当教員からの講話をする。
- ②いじめについて職員研修を行い、教職員自らが児童、保護者、教職員間で人権意識をもって接することができるようにする。
- ③教職員向けのチェックリスト等により、いじめ防止の取り組みの充実を図る。

(5) 学校、PTA、地域の関係団体等と連携した取り組みを推進する。

- ①あいさつ運動
- ②見守り隊
- ②青少年健全育成協議会
- ③中学校区小中連携教育推進協議会

4 いじめの早期発見の取組

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

(1) 職員全体で言葉遣いや行動などの児童の様子について、日常的な観察を行う。

- ①休み時間や給食の時間の会話など、雑談の中で児童の様子を観察する。
- ②健康観察、自学ノート、個人面談、家庭訪問などで個々の児童について把握する。
- ③学年会や職員打ち合わせなどで情報を共有し、学年・学校全体で異変に気づけるようにする。
- ④発達障害を含む障害のある児童について、個々の特性への理解を深め、教育的ニーズに応じた支援を行う。

(2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- ①アンケートの実施：年間2回実施し、必要に応じて教育相談を行う。
- ②個人面談：年間2回（全員）実施し、保護者と連携する。
- ③児童の状況を把握し、いじめの月間報告を行う。

(3) 児童及びその保護者への各種相談機関の周知、教職員がいじめに関する相談を行う体制を整備する。

- ①青少年教育カウンセラーによる相談：042-754-3354（毎週金曜・直通）
- ②さがみはら子どもSOSダイヤル：0120-0-78310
- ③ヤングテレホン相談：0120-002-910
- ④保健室だより。相談室だよりの発行
- ⑤青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる校内巡回
- ⑥個人面談（年2回）、希望者との個人面談（随時）、教育相談（随時）など

5 いじめへの対処

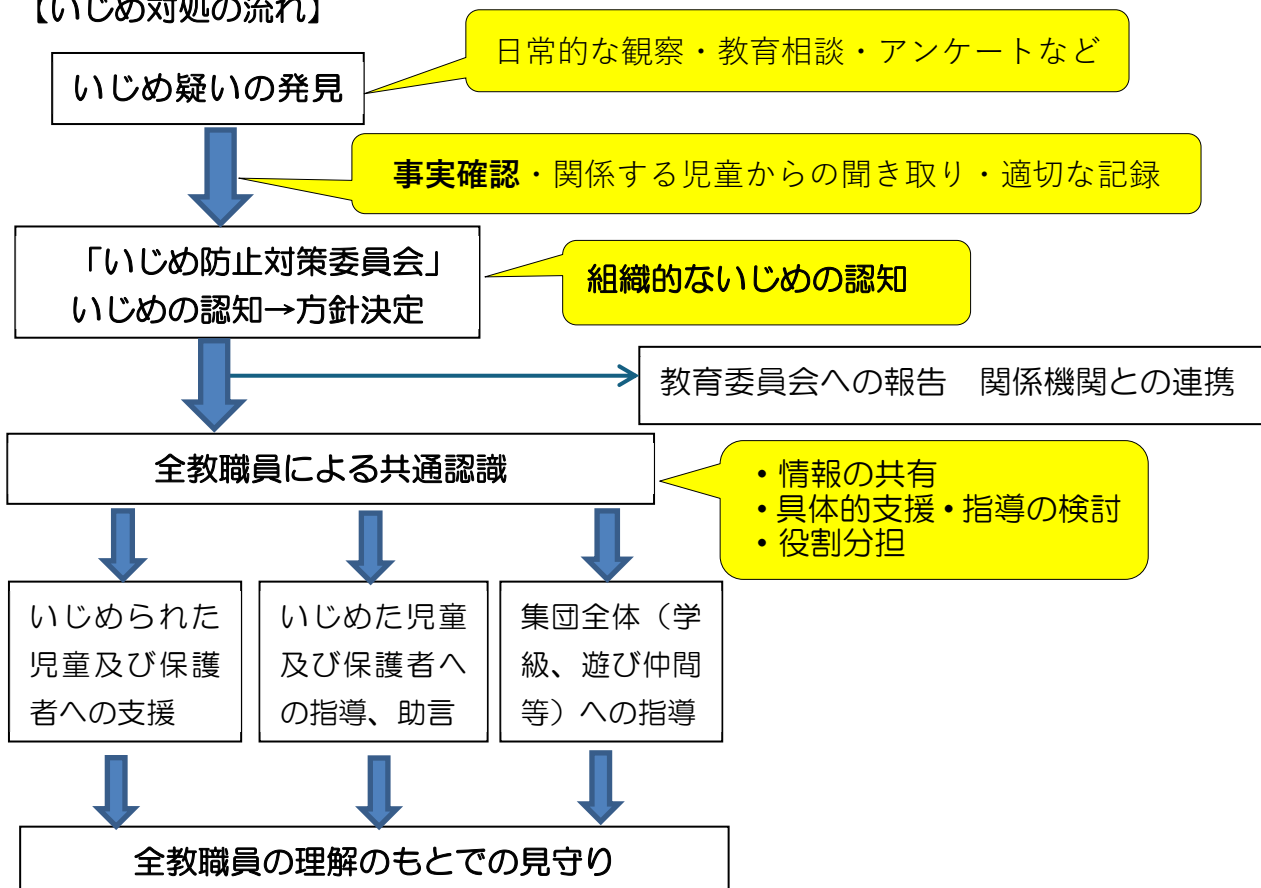
発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

(1) 被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童等を指導する。

- ①いじめ疑いの情報があった時には、速やかに事実確認を行い、いじめであるか否かの判断を組織的に行う。認知した場合は、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有する。
- ②関係児童及びその保護者、集団全体（学級、遊び仲間等）へそれぞれ支援、指導、助言を適切に行う。
- ③インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては直ちに削除等の措置を行い、関係機関等への協力や援助を求める。

(2) 全教職員の共通理解、保護者の協力、教育委員会・関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。事案が犯罪行為に相当しうると認められる場合には、警察への相談・通報を行う。

【いじめ対処の流れ】



6 重大事態への対処

重大事態とは

○いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより児童が相当の期間（年間30日以上を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態が発生した場合は、教育委員会と連携して調査を行う。調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものであり、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではない。

- (1) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするため在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。
- (2) 速やかに教育委員会に重大事態発生について報告する。
- (3) 調査の結果明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、個人情報に配慮した上で、適切に報告する。